

- ・確認書には特別定額給付金（1人10万円）給付の際に支給した口座を記載する予定となっていますので、下記確認事項を確認して、当町の窓口に戻送または直接ご提出ください。

【確認事項】

- (1) 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- (2) 住民税課税となる所得があるのに未申告者はいないこと
- (3) 既に住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと

※提出期限は令和4年9月30日を予定しています。

※世帯の中に令和4年度住民税が未申告である方がいる場合、確認書の送付対象となりません。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に朝日町に転入した方がいる場合

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人を確認できる書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写し）とともに当町の窓口へ郵送または直接ご提出ください。なお、世帯の中に令和4年1月2日以降に当町に転入された方がいる場合は令和4年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する令和4年度住民税非課税証明書の写し（該当する方全員分）が必要です。
- ・申請書…当町の窓口でお渡し、又はホームページからダウンロードしてください。
※申請期限は令和4年9月30日です。

2. 令和4年1月以降の家計急変世帯

- ・申請時点で当町の住民基本台帳に記録されている世帯が対象となります。
- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人を確認できる書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写し、戸籍謄本又は住民票の写し及び令和4年中の収入の見込額又は任意の1か月の収入の状況を確認できる書類の写し等）とともに当町の窓口へ郵送または直接ご提出ください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

- ・申請書…当町の窓口でお渡し、又はホームページからダウンロードしてください。
※申請期限は令和4年9月30日です。

給付対象外となる世帯

1. すでにいずれかの市区町村から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として10万円の支給を受けた世帯（受給済の世帯主を含む世帯）。
2. 令和3年度非課税分の受給対象世帯であるが未受給である世帯（令和4年度非課税分より令和3年度非課税分が優先されます）。
3. 令和3年12月11日以降の入国者等のみで構成される世帯（令和3年12月10日において日本全国のいずれかの市区町村の住民基本台帳に登録されていることが要件となるため）。
4. 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。

問い合わせ先

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
TEL 0120-526-145
受付時間 平日 9時～20時

保険福祉課
「臨時特別給付金」特設窓口
TEL 377-5659
受付時間 平日 8時30分～17時15分

介護付き老人ホーム
エクセレントあさひ

ゼロ一度見学にお越し下さい!



★要介護1以上の方からご入居頂けます。
★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
★看取りについてもご相談ください。
★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会
すべての人に微笑みを
—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 ふくしまだより 検索
日々の様子をブログにて公開中

有料広告掲載欄